

公文書館資料複写申請書

年 月 日

宮城県公文書館長 殿

公文書館条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり公文書館資料の複写を申請します。

なお、複写物の使用に当たっては、下記の遵守事項を守ります。

氏 名		閲覧証番号 <small>（閲覧証をお持ちの方）</small>	
住 所		電話番号	
複写目的			
複写方法 <small>（○で囲む）</small>	1 電子式複写 2 マイクロリーダー複写 3 その他（ ）		
所属 年度	配架番号	簿 冊 名 <small>（ 資 料 名 等 ）</small>	複写 枚数
明・大 昭・平	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>		
明・大 昭・平	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>		
明・大 昭・平	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>		
明・大 昭・平	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>		
明・大 昭・平	<input style="width: 30px; height: 20px;" type="text"/> — <input style="width: 80px; height: 20px;" type="text"/>		
合 計			

遵守事項

- (1) 複写物は、この申請書に記載した目的以外に使用しないでください。
- (2) 複写物を出版物に掲載する等、公にする場合は別に承認を受ける必要があります。
- (3) 公文書館資料の複写の際には、現状を変えないでください。
- (4) 複写物の使用によって著作権法上の問題が生じた場合は、全て申請者がその責任を負うこととなります。
- (5) 第三者の人権・プライバシーを侵害することのないよう細心の注意をお願いいたします。